奈良県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県条例第五十三号

奈良県税条例の一部を改正する条例

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第五項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十年五月三十一日」に、「第百六条の九第一項」を「第百六条の九」に改め、同条第六項、第七項及び第九項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十年五月三十一日」に改める。

附　則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。